

競技者規定

社団法人日本ボート協会（以下日本協会という）の競漕規則第 21 条に基づき、競技者資格について競技者規定（以下本規定という）を定める。本規定は理事会承認事項とする。

第 1 条 本規定に定めるボート競技者とは、次の各号に定める資格を有する者をいう。

- (1) 日本協会に加盟する各都道府県ボート協会（以下加盟協会という）に登録された加盟団体（以下団体という）に、在籍する者であること。
- (2) ボートを愛好し、ボート競技の品位を保ち、フェアプレーを旨とする者であること。
- (3) 加盟協会から適格者として認定された者であること。
- (4) 加盟協会経由日本協会に競技者として登録された者であること。

第 2 条 加盟協会は次の各号に該当する者を、競技者として登録することはできない。又登録後に該当した場合、加盟協会は直ちに登録を抹消し、日本協会に連絡しなければならない。

- (1) 日本協会の事前承認を得ずに、競技者がスポンサーの宣伝に協力する契約を締結すること、自己の氏名・写真・競技成績などを広告に使用させること、或は競技用資器材の販売を直接又は間接に行うなどの行為をした者。この規定は、加盟協会及び団体にも準備するものとする。
- (2) 日本協会が禁止した競漕会に参加した者。
- (3) 競技に際して、特にドーピング又は暴力行為などにより、明らかにフェアプレー精神に違反した者。
- (4) 大会会場において、明らかに品位に欠ける振る舞いをした者。
- (5) 本規定に違反し、競技者として著しく品位又は名誉を傷つけたもの。

第 3 条 競技者がスポンサー契約などで対価を得る場合の支払いは、日本協会に事前承認を得た契約のもとであれば、日本協会に関係なく直接当事者に支払われることで良い。この規定は、加盟協会及び団体にも準用するものとする。

第 4 条

- (1) 日本協会及び加盟協会の役員や委員ならびに審判は、ボート競技者として登録することができるものとする。ただし、日本協会の主催又は主管する公式競漕会への出漕の可否は、各競漕会の要項に定めるものとする。
- (2) 日本協会及び加盟協会の役員や委員ならびに審判は、定款ならびに競漕規則に定め

る通り常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるように行動しなければならない。

第 5 条 本規定の詳細については、競技者規定細則に定める。

第 6 条 本規定ならびに細則の解釈において、個別的状況に応ずる最終判定は、理事会がこれを決定する。

第 7 条 本規定ならびに細則に違反した場合、日本協会又は加盟協会は、該当する競技者又は団体の登録を取り消すことができる。登録抹消の期間は、理事会が定める。

付則 本規定は平成 10 年 4 月 22 日から施行する。